

平成30年6月27日（水）

（開 会） 10：00

（閉 会） 13：35

【 案 件 】

1. 請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願
2. 議案第68号 平成30年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）
3. 議案第69号 市道路線の認定

○委員長

ただいまから、経済・体育施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

「請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本請願を審査するに当たり、紹介議員として奥山亮一議員に出席を求め、説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員は紹介議員席にお着きください。

（ 紹介議員席に移動 ）

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○奥山議員

今紹介いただきました奥山亮一でございます。今回は、弓道場に関する請願で説明にお伺いしております。詳細を説明させていただきます。

現在の弓道場は、請願の中にも入っておりますけれども、46年前の昭和47年9月に体育大会を実施するにあわせ、7月に着工、9月に完工しております。旧オートレース場の食堂の建設鉄骨材等を利用して急遽建設されたもので、その後本格的な道場の設置が予定されておりましたが、そのまま現在に至っております。大変老朽化をしております。

今回、この請願を出されるに当たり、今まで約35回にわたり飯塚市長杯をこの弓道場で行っております。参加団体は約100団体、約300人の弓道をされる皆様が競技に参加されております。地域的には飯塚市、田川市郡、それから直方市、鞍手、それから近畿大学、飯塚病院様等を含めまして、朝9時から夕方5時までの長時間にわたる競技を行っております。来年は36回ということで、伝統ある競技をさせていただいております。

今回、この施設の廃止、また新設に当たりまして、現在は9人立てということで、弓道を行っておりますが、聞きますと何か6人立てというふうなところで、手詰まりというようなお話も聞いておりますが、今回、皆様の審議によりまして、9人立てを請願させていただくものでございます。審議をよろしく願いいたします。以上で、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

お尋ねいたしますけれども、現行の弓道場は、更衣室もトイレも控室も、男女別ではないんですよ。その現実を知っております。9人立てというのを知っています。この請願はこれを踏まえて単体独立構造を含む弓道場設置を望むものですよということですよ。これは9人立ての単体独立構造のものを望むということは、これは男女の更衣室、男女のトイレ、控室そのものも全て今現状にあるやつよりも一層いいものということになるんでしょうか。

○奥山議員

聞きますと、男女別というよりも体育館に併設ではなくて、弓道場が単独というようなこと
でございます。

○道祖委員

だから、単独ということになれば、現状のやつは単独であるんですよ。だけど、おっしゃる
とおり古いやつでトイレも男女共同になっていたというふうに記憶しておりますし、あそこで
着替えるときも更衣室がないんですよ。そして立射をしますね。立射は9人立ちでします、市
長杯のとき。しますね。そしたら、ほかのチームの人たちは控えが狭いんですよ。だから、外
に出たりいろいろしている。その現実を知っているんですよ。私は見えています。だから、そう
いう意味で、単体独立構造となれば、全てそれをね、例えば、更衣室から、トイレから、シャ
ワー室から、そういう控室から全て用意をしなくては行けないと。今、これを受けて、その考
え方を聞いて、役所が考えている3人立て、2人、6射立てのここに絵が出てはいますが、
広さ等については協議していませんから、どういうものか確認しますが、そこまでのもの
が必要だということですね。

○奥山議員

詳細には私も連盟のほうから伺っておりませんが、そこはまたこの請願の後にまた詰めてい
く形になろうかと思っておりますので、そここのところは答えをまだ持ち合わせておりません。

○道祖委員

それと、弓道はたしか短い距離を打つのと、遠射、何と言うんですか、近射と言うんですか、
遠射と言うんですか、2種類あると思うんですよ。9人立ちで、遠的と言うのかな、遠いも
のまでを道場として確保せよということなんですか、この趣旨から言えば。と言いますと、計
画では弓道については、この計画の中には、場合によっては競技大会をメインアリーナ等
することも視野に入れながら、というふうになっています。おらくこれは、遠的になるのではな
いかなとか勝手に思っていたんですけど。単体独立構造ということになれば、的までの距離
のことも含んだものになるというふうに理解していいんですか。

○奥山議員

距離につきましては2種類、28メートルと60メートルということで、60メートルはご
要望されていないというふうに伺っています。

○道祖委員

確認ですけど、今言った28メートル、近的、60メートルはいらないということですね。
それだけ確認させていただきますが、よろしいんですね。

○奥山議員

60メートルは田川、福智町のほうに立派なものがあるので、必要はないというふうに聞いて
おります。

○委員長

道祖委員、もう一度お願いします。

○道祖委員

すいません。あれを見たりこれを見たりしているんで。60メートルのやつはいらないんで
すね。そしたら、今の大会というのは、60メートルの大会は行われていないんですか。

○奥山委員

飯塚では28メートルですから、60メートルは行われていないです。

○道祖委員

というのは、今また請願を見えていますけれど、筑豊の中心都市として、地元弓道の発展の拠
点としてその役割を担うことのできる弓道場をぜひともこれを機に設置されることを望むもの
ですとあります。これを考えますと、その前の文は、周辺自治体で設置された弓道場は希望、
設備等、さまざまな点も飯塚市よりすぐれた道場が建築されているのが現状であり、というこ

とでなっておりますね。ということは、やっぱり拠点都市として弓道場は整備するべきだという考えではないんですか。この請願を読み上げると、この際、立派な弓道場をつくってほしいと、単体の。そのときに、60メートルの、遠的の競技が行われる道場を整備する必要があるのではないんですか、要望として。それはないということですか。

○委員長

ちょっと待って。

暫時休憩します。

休 憩 10:21

再 開 10:22

委員会を再開いたします。

○奥山議員

先ほど、委員からの質問で、遠的の60メートルというお話をいただきましたが、必要ないというふうにお答えいたしました。今後の調整の中で、28メートル、60メートル、男女の更衣室等も調整になるかと思っておりますので、先ほどの必要ないというのは撤回させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

請願15号は、1つは今、やりとりがありました。今よりも同等以上の整備を求めるということ。その理由については請願の理由の1に書いてあるんですよね。請願の2項目めは、静謐さを求めているということで、その理由については、理由の欄の2に書いてあるというふうに読めるんですけど。

それで、1のほうは先ほど道祖委員の質問と奥山議員の回答でわかりましたけど、その静謐さのところについては、最後から2行目と最後の行で、これを踏まえて単体独立構造を含む弓道場設置を望むというのは、新体育館とは別に、そういうたたずまいの単体をつくってもらってもいいし、新体育館との関係で、併設であったとしてもそういうたたずまいができればいいという、その両面を持った内容になっているように読めるんですけど、そういうことでしょうか。

○奥山議員

理由の2のところは、1つ目が、2番ですね。日本の伝統文化からということで、これにふさわしい建物のつくりや周囲の植栽を伴うたたずまいを有する道場の設置を望みますが1つ、それから今、おっしゃっているように、その静謐な雰囲気にも身を置くことができるような、弓道の特質でもある、それを踏まえて、単体単独の構造の弓道場を望むということで、2つを望むということで書かせていただいておりますので、そのことでございます。

○川上委員

わかりやすい請願なので、私としては、きょう採択したらどうかというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

基本的に請願は連盟ですか、そこから出されてありますので、逆に、執行部として、今設計の公募ですか。これを今、進められてあるだろうと思います。執行部として、こういう請願が出てきた場合にこういった形のものには可能なんですか。

○委員長

ちょっとすみません。向こうのほうに行こうとしていますので、後で。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。奥山議員、どうもありがとうございました。

次に、議題全般に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○坂平委員

先ほどの話になりますけど、今、この弓道連盟から要望が出されて、請願が出されてありますけど、逆に執行部のほうに、こういった要望といいますか、請願ですか。こういったことは可能なんですか、どうなんですか。そのあたりを逆にお聞かせいただきたいなと思います。それによって、私ども、委員の方々も請願に対してどういうふうな判断をしていかななくてはいけないかなという、あくまでも市民優先型の体育館ですからね。そのあたりを十分に我々も判断する材料になると思いますので、ぜひお答えをお願いします。

○健幸・スポーツ課長

今回の請願についての、先ほどの今の質問について回答いたします。

請願にある現弓道場等と同等もしくはそれ以上の拡充した規模という内容については、今回、新体育館建設に当たりまして、本市の公共施設のあり方に関する基本方針において、基本的な考え方といたしまして、最適化目標19.3%削減の考え方を、市としては持っております。今回、6施設を集約して新体育館を建設することとしておりますので、弓道場についても同様の考え方を持っております。そして、なお、現状といたしまして、設計については、業者選定を行っている段階で、詳細については決まっております。新体育館建設基本計画におきましては、全体の延床面積として8800平米程度ということ、そしてメインアリーナにバスケットコート3面、サブアリーナにバスケットコート1面分、観覧席として、移動席を含め2千席を確保することということは決めております。それ以外の部屋の広さ等、諸室、今回、弓道場も含まれますけれども、その広さについては現在決まっております。したがって、弓道場を含め、そのほかのスペースについては今後の設計の中で調整をさせていただきたいと考えております。

○道祖委員

今後のことだということですが、私、委員会を通じまして、柔道の場合と剣道の場合、1面1面ということだったから、これはちょっと狭すぎるんじゃないかと。もう少し広くすることができるのではないかと、考え方によってはね。そういうことを提案しておりましたけれど、その結果としてどういうふう考えたかというのはいただいております。

それと、4月12日の委員会において、2階の共用スペースがあるが、この共用スペースの利用方法をどういうふう考えているのかと。これの利用方法によっては、下のものを、1階のものを2階に持ってくれば、1階が空くから、1階に柔道、剣道の面積も広くとれるだろうし、確かに弓道場の話は今出ましたからわかりますけれど、請願も出ていることだし、そういうものを考えて、一律に今あるやつを全体の体育館の面積、合わせた体育館の面積の適正化債をいただくために縮小する、その率はわかるんですよ。率。それは弓道場もそういうふうになりますよということを答弁されましたけど、柔剣道場も全部同じコートでやるんですか。体育館もバスケットもそうなんですか。バレーコートもそうなんですかという話ですよ。そういうことではないんでしょう。ちょっと答弁聞いていたら、弓道場はそういう方針でやらなくてはいけないから、3人立ちの6射になったとかという話みたいなのに聞こえましたけど、そういう話ではないですよ。それならそういうふうに理解できる。

だから、言いたいのは、共用スペースを何のために使うのかということですよ。これの使い方、1階の共用スペースもあるわけですよ。この共用スペースの活用の仕方によっては、いろいろ考えられるものが出てくるものではないかなと。要望に応えられるものが出てくるのではないかなと思っております。共用スペースの使い方についての考え方が示されますか。

○健幸・スポーツ課長

委員が今おっしゃっているのが、基本計画の42ページにイメージ図を記載しておりますけれども、この中での共用スペースというところかと思っております。この共用スペースについては、特に何をここに、このスペースのものを置くということ、今私どものほうで決めているわけではございません。先ほど説明いたしました、全体の中での8800平方メートル、この中で、アリーナ、サブアリーナ以外の部分ですね。この後、設計を行いますけれども、その中で、大体のスペースが出てこようかと思っております。そのスペースをどういうふうに割り振るかにつきましては、今いろいろな協会のほうとも話をさせていただいて、その中で調整をさせていただきたいというふうに考えております。

○道祖委員

いろいろな協会と話をすると、請願が出てきているじゃない。いろいろ話が進んでないということじゃない。そういう話になってくるとちょっとおかしいなと思うんですけど。

ただ、あなたが言うように、42ページの絵を見ておると、1階に多目的ルームというのが必要なんですか。フィットネススタジオが必要なんですか。こんなのは共用スペースでもってきたら、ここの多目的ルームというところに武道場等と書いているところは、数倍面積が広がるではないですかという話ですよ。ほかにこの弓道場という、絵を描いていますけど、縦横の面積出ていませんからわかりませんが、これを確保しようと思ったら、広く確保しようと思ったら、この1階の部分のキッズルーム、放送室、役員室、役員室が1階にある必要とか、役員室ってよくわからないんですけど、こういうやつはこの1階にある必要があるのかな。共用スペースに持っていけばいいのではないかなとか勝手に思うわけです。工夫はできるのではないですかということですよ。

だから、どういうふうに考えていくかによって使い勝手が全然違います。必ずしも1階にこういうものがある必要があるんではないかということですよ。だから、そここのところの整理をされたほうがもう少し使い勝手のいい体育館になる可能性があるんじゃないでしょうか。どういうふうに考えているのかですよ。

あなた方、私は4月12日に質問していて、その両方を検討してくださいという要望をしたんですよ。もう6月過ぎているんですよ。7月になるんですよ。その要望に対して、こういう考えですということは1回も示してくれていないんですよ。だから、これを機会にちょっとお考えをお尋ねしているんですけど、どうでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

今ここの42ページの記載につきましては、一応、イメージ図というところで記載をさせていただいております。それぞれの諸室が必要かどうか、また、それぞれの広さにつきましては、今、設計業者の選考を行っております。設計業者が決まった中で、その中でちょっと調整をさせていただきたいと思っております。

○道祖委員

設計業者に対してこういうものをつくりたいという思いを伝えて設計してもらうのは、主体は誰ですか。どこですか。1階にこういうものがあるほうがいいということで持ってくる。絵を示して、出して、設計してくださいというのと、今私が言ったように共用スペースに、下で必ずしも必要ないやつを上、共用スペースに持ってきて設計してくださいと言ったら、設計の中身が全然違ってきますよ。

だから、どちら側の考えでやるんではないかということなんですよ。主体は誰が持ってやるんですか。設計業者がほかの地区の体育館を見て、これが理想的ですよということを出てきて、それから選ぶということなんですか。確認します。

○健幸・スポーツ課長

今、ご質問の、主体としては市になります。市のほうで考えて、それを設計のほうに反映させるということになります。その考え方といたしまして、今回、設計業者の選考については

ロポーザルを行っております。その選考の中で業者のほうからいろいろな提案というのでも出てこようかと思っております。それと私どもが今考える市のこういう構造、構造といいますか、こういうものが必要というところのすり合わせ作業が、この後、調整をするものと考えております。

○道祖委員

それならそれで結構ですけど、一言だけ言わせていただきます。この庁舎をつくるときに、食堂は2階だったんですよ、プロポーザルのときは。設計になったら8階になったんですよ。そういうことがありますよということですよ。そういうことをやりますよね。やりましたということ、事例がプロポーザルではありましたよということ、それを一言言っておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

請願15号の審査については、私は今から3つのことを議会側は考えないといけないのではないかと思うんですね。1つは、弓道連盟が議長宛ての請願を出したわけですが、市執行部とはどういう協議をしてきたんだろうということが1つ、それから2つ目は、先ほど紹介議員の説明でわかりやすくなりましたけれども、スケール上の問題で同規模以上、9人立ち以上を求めているという点、それから静謐さを求めているという点、これが現行の計画の中の新体育館構想の中で実現できるのかどうかという問題が大きい2番目にあると思います。大きい3番目としては、新体育館併設というばかりでなく、単体としての整備についてなんですけれども、これはできない理由があるかというような、大きく言って3点の審査が必要ではないかと思うので、執行部に少し質問します。

1番目は協議、どういう協議をして、弓道連盟あるいは関係者とはどういう位置関係に今なっておるのか。請願は議会側に出てきたんですけど、それをお尋ねしたいと思います。

○健幸・スポーツ課長

これまで弓道連盟とは何回か協議を行っております。その中では、現状の大きさ以上のものはできないということは、伝えさせていただきました。ただし、どれくらいの大きさ、これぐらいはできますよとかいうところまでの話には至っておりません。規模の拡大については難しいけれども、機能の向上というところについては、どういうことを連盟のほうとしては望みますかというところの話はさせていただいております。

これまで連盟との協議の中で、そういった話をさせてもらった中では、市長杯、先ほど説明がありましたけれども、この大会は存続させたいという話をいただいております。そして最後、連盟のほうと話をさせていただいた際には、弓道場につきましては、他の競技、ほかのスポーツと違って、専用スペースということになりますので、他の競技との調整というところはございませんので、これからはちょっと話をさせてくださいというところで話が終わっているところでした。

○川上委員

何回か話をしたということなんですけど、何回か覚えていないんでしょうね。最後に話したのが、最後の位置関係と思うんだけど、立場の。その最後はいつごろですか。

○健幸・スポーツ課長

連盟と、という形で言えば、2月8日に話をさせていただいております。その後、出された会長のほうとは別のところで会う機会とかございましたので、そこでの話はさせてもらっております。公式といいますか、連盟役員の方そろってというところでは2月8日が最後になっております。

○川上委員

会長とお会いになったときは、2月8日の話をさらに発展させるような話だったんですか。

2月8日の位置関係を確認するような話だったんですか。

○健幸・スポーツ課長

内容といたしましては、今、私どものほうが連盟のほうに、こういうものというところで提示をできる材料はございませんというところでの、会長との話はそういうことでした。

○川上委員

2月8日、連盟と話し合ったときのレベルが、会長との非公式の協議でも維持されたと、お互いに、ということですね。

そこで、今の話を聞くと、そうなのかと思ったんだけど、答弁では今以上、9人以上は無理ですよと言いましたというふうに、今答弁したでしょう。9人以上はだめですよ、無理ですよと言って。ところが今回請願は9人以上と。そしたら一致点があるでしょう。あなた方は、9人以上はだめと。ということは、9人以下ならいいんでしょう。そうしたら当事者は9人以上と言っているわけですから、未満とか以下という話は、以上という話もあると思います。基本的に現状の9人という点では、最低限のところでは一致するのではないんですかね。しませんかね。

○健幸・スポーツ課長

その辺が今回、話をさせてもらっている中で、今、9人立て、6人立てとかいう話が出てまいりましたが、その、射る人数の数、弓道、実際に射る場所のスペースと言いますか、射場というんですか、そのスペースのだけの問題ではなくて、先ほど一番最初にちょっとありましたけれども、更衣室であったりとか、トイレであったりとか、その辺の全体スペースの中での面積がどれぐらい、弓道場としてそちらのほうに割けるかというところでの話をさせてもらっております。

○川上委員

だから、以上と以下というところは違うけれども、立場が、9人という点では一致するのではないのかと聞いたわけです。請願者と執行部の考え方と。9人ということであれば、9人以上、9人から以下と、ここでは一致していないかと聞いたわけです。

○健幸・スポーツ課長

その辺につきましては、弓道連盟のほうとしてはそこが一番の優先課題なのかどうか、必要とする。協議の中では、私どもは全体のスペースの中での話をさせていただいてまして、その中で、射場の9人立てというのが一番の優先課題なのか、それとも更衣室を揃えとか、構造として、併設ではなく単体にするのが一番いいのかとかいうところでの話をさせてもらいました。今、委員のおっしゃるような9人立てが一番の優先課題ということであれば、そこはそことして、この後の協議をする必要があるのかなと思っております。

○川上委員

今重要なことをおっしゃったと思いますけれど。9人では一致するということを言われておるんですね。9人では一致するよと、請願者の気持ちと、ということではない。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:47

再 開 10:49

委員会を再開いたします。川上委員、再度、もう一度ご質問をお願いします。

○川上委員

同じ質問なんですね。だから、現状以上を弓道連盟は今度の請願で求めているわけでしょう。あなた方は現状以上は無理という。その中に当然9人立ちも含まれているから、さっき紹介議員が特別に説明したところですよ。だから、9人という点では一致しているでしょうということを知っているわけですよ。していないんですか。

○健幸・スポーツ課長

トータルの中で、最初に私が説明いたしましたのは、現状維持以上は難しいということを最初に話をさせていただきました。その中で、9人立てが必要ということであれば、そこは調整が可能かと思っております。

○川上委員

というわけで、ほかのこともあるでしょうけれど、9人立ちを含めて現状ですから、そこでは一致点があるということになりますよね。違う。では市長が答弁してください。

○委員長

ちょっと川上委員――。

暫時休憩します。

休 憩 10:50

再 開 10:52

委員会を再開いたします。

○川上委員

先ほど担当課長は、弓道連盟が9人を最優先課題というのであれば、それについて調整を図っていきたいという答弁でした。そしたら、市長が不規則発言をして、普通やじというんだけど、違いますと。答弁を求めますと言ったら、立たない。よくわからない。議会が質問しているんですから、協力して答弁してください。

それで、最後の課長の答弁を確認しますよ。弓道連盟が9人というのを優先課題と考えるのであれば、9人ということで調整で協議するということを確認します。

それで、大きい2点目は、これは議会の請願審査をしているのに、参考のために聞いているわけですから、協議が可能だということを確認したいわけよね。協議が可能だということを確認したいわけです。2点目は、9人と静謐さを新体育館で確保できるかというふうに、予告編でさっき言ったんだけど、9人については調整が可能だという答弁だから、それはもう済んだことになります。それで、静謐さ、日本の伝統的文化の武道、競技ということですから、その静謐さを求められるということは、それは執行部としては認められます。

○健幸・スポーツ課長

静謐さというときに、いろいろな感じ方というのがあろうと思っております。その辺はどこまでというところがあるとは思いますがけれども、連盟とまた今後協議をさせていただきたいと考えております。

○川上委員

今、何と言われましたかね、最後のところ。

○健幸・スポーツ課長

連盟のほうと協議をさせていただきたいと思っております。

○川上委員

それは重要と思うんですね。今、ワールドカップがあっっていますが、アリーナみたいな状態ではないよね。それで、これにふさわしい建物のつくりや周囲の植栽を伴うたたずまい、これも今おっしゃった協議の、請願書に出ているんですけど、そういったことについて協議ができますかね。

○健幸・スポーツ課長

その辺についても、協議は可能かと思えます。ただ、静謐さとか静謐な雰囲気等々の、その辺の感じ方というのは人それぞれだと思いますけれども、できる限り協議はした中で調整をさせていただきたいと思っております。

○川上委員

そしたら、さっき言っております、最後の3番目のテーマなんですけど、単体の構造物を選

択肢の一つにしての請願になっているんだけど、単体の構造物としての考え方ができない理由がありますか。

○健幸・スポーツ課長

現在も単体の可能性を排除しているわけではございません。というのがまず1点でございますけれども、その中で連盟との話の中で、繰り返しになりますけれども、トイレであったりとか更衣室であったりとかいうのが、単体であれば体育館の設計をどうするかということも関係しますけれども、単体になれば、その分余計に必要なということは考えられますと。そして、繰り返しますけれども、私どもが今回考えているのが、全体で8800平方メートルということの中で、弓道場はこれぐらいとかいうことが、この後、設計の中で出てきますというところでの話をさせていただいております。

○川上委員

最初に、もう既に答弁終わっているんだけど、単体構造物としての考え方ができないことはないという、できるという答弁ですね。

○健幸・スポーツ課長

できるという断定ではなく、その可能性を排除したものではないということでございます。

○川上委員

私と一致しているでしょう。わざと違う言い方をしているじゃない。単体構造物ができない理由はないので、排除しませんということなわけですね。

そうなってくると、弓道連盟とは何かこう、全然意見の違いがあるかのように思っていたけど、9人、現状という点で言えば、市の考え方と一致しているというのがよくわかりました。それから静謐さを求めている理由もわかるし、その方向へ調整できないか、静謐さと言っても、どういう雰囲気というのがあるでしょうから、弓道連盟と話をしたいと言われるのもわかります。それから、請願の中で、単体構造物を含めてというふうに言われたけれども、その選択は排除しないというふうに、市も考えているというのがよくわかったので、議会としてはこの請願を全員一致で採択できるのではないかなというふうに思いました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

建物は違って、適正化債使いますけれども、建物違ってそれには該当するんですか。いろいろなやつを集めて一つのものにしますということで、適正化債を使うというふうに、私、思っていましたけれども、建屋が違ったら、適正化債は、それは利用できるんですか。ちょっと確認させてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:00

再 開 11:01

委員会を再開いたします。

○財政課長

公共施設等適正管理推進事業債の要件としましては、複数の施設を集約化もしくは複合化することで、全体として延床面積が減少することということが条件となっております。ですので、延床面積が減少すれば、起債は可能ではありますが、その分どこから大きくなるとかということがあれば、その分どこかにしわ寄せが来るような状況になると――、施設の話で行きますと。延床面積が減少するというところでございましたら大丈夫でございます。

○道祖委員

それは、全体の面積が減ればいいの、全体の。弓道場は現行の大きさでつくるのが可能で

すよ。それよりも大きくすることは可能ですよということになるんですよ。その代わり、ほかのバスケットの面を狭くするとか、そういうふうにすれば、弓道場を単独でできるということですよ。

請願者の言っている内容は9人立ちだけではないんですよ。現状の、と言っていますけれど、トイレは、今は男女共同になっているんですよ。更衣室も男女共同なんですよ。ということは、現状よりも大きくなる可能性は十分あるんですよ。控室から。それと、遠的まで入れたら60メートルのやつになるんですよ。今の計画のバスケットの3面をとったら、その長さは60メートルなんですよ。だから、あなた方は請願のやつができるとか言っているけれど、私が請願者に確認したら、請願の方にお尋ねしたら、今のとおり言われた、答弁されたでしょう。男女共同のやつが、トイレがほしい。単独構造でトイレがあって、更衣室があって、控室があって、遠的60メートル、これを請願の要望どおりできるということを、今、担当課長が質問者にできますみたいなことを言われているから、請願を採決しましょうという提案をされていますけれど、それを、あなた方が考えている、この絵に描いている大きさから言うと、相当大きくなるような気がするんですよ。ほかのところを削ることは、言いたいことは、削らないといけない部分も出てきますよと。

だから、私が先ほどから言っているのは、共用スペースとかそういうところは削れるかもわからないけれど、置きかえることはできるかもわからないけれど、全体が決まっているから、弓道部分だけを広げることは本当にできるんですかと言っているんですよ。もしそんなことを言うならば、あなたよく考えてごらん下さい。今、現状の、バスケットボールの面は5面あって、それを4面にする計画なんですよ。ほんでもって、柔道場は2面あって、剣道場は4面あるんですよ。それを柔剣道一緒にて1つにするという話なんですよ。請願を出したらそれが可能ならば、協会に言って請願出しますよ。まだ間に合うんだったら。一貫とした方針を持ってやらないと、何のために案を出しているんですか。そして、市民の意見募集したんですか。できる範囲、請願者の要望に対してできるだけ応えていかなくてはいけないけれど、丸のみはできないでしょう。できないから、一所懸命僕は、8800平方メートルの中の共用スペースだけしか転用可能などころはないのではないかと一所懸命言っているのに、それはできるということですか。

○市民協働部長

先ほど担当課長のほうが9人立ての話をさせていただきましたけれども、それは協議の中で排除したわけではないという答弁をさせていただいております。一方で、今、道祖委員も言われますように、トイレ等の共用部分につきましては、これ単独で建てるという話になれば、そういった施設そのものも単独でする必要性がございますけれども、これをできるだけ共用することで、本体と共用することでできないかということもございますので、射的する場所につきましては、今一方で9人立てを確保することを否定はしておりませんが、8800平方メートルというたがもございますので、決められた枠内の中で、決められた予算の中で、予定の中で納めたいというふうに考えております。したがって、今回、プロポーザルで提案をしていただきますけれども、具体的なコンペではございませんので、今後協議を進める中で、いろいろな方面の方々のご意見を聞いて、最終的な案を議会にもお示しし、市民の方にもお聞きし、また、それぞれの協会の方々にもお聞きする必要性がございます。言われますように、弓道場については、今回、請願が出ておりますけれども、正式に武道関係者の方々からも要望が出ておりますので、そこら辺の調整を図る必要性がございますし、各方面の方々の意見を全部聞くという形は不可能でございますので、そういった形を調整しながら、できるだけコンセンサスを取りながら基本計画を定めたいと考えておりますので、そういった答弁でご理解いただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休 憩 11:08

再 開 11:27

委員会を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本請願につきましては、閉会中に開催予定の委員会において改めて審査を行うということで、本日は継続審査とすることにご異議ありませんか。

(な し)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「議案第68号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

それでは、「議案第68号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」の概要についてご説明いたします。右上に追加提案分と記載しております平成30年度補正予算資料をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、一般会計で6億2842万6千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を621億1682万2千円にしようとするもので、表の下の方に記載しておりますように、庄内温泉筑豊ハイツ再整備に係る経費を補正するものでございます。

4ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金の繰り入れを6792万6千円追加いたしております。市債につきましては、歳出予算に計上しております筑豊ハイツ再整備事業に係る財源として、5億6050万円追加しております。

次に歳出でございますが、商工費、観光費の筑豊ハイツ再整備事業費では、筑豊ハイツ再整備事業に係る事業者選定委員会の開催経費、現施設の解体及び新施設の設計施工経費について、平成30年度に見込まれる経費を追加しております。なお、この事業は3カ年にまたがる見込みですので、総額で15億76万5千円の継続費を設定いたしております。

5ページ以降に、今回の補正に係る歳入歳出予算額の推移表及び市債、基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で、補正予算の補足説明を終わります。

○都市施設整備推進室主幹

庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業計画の改訂について、ご説明いたします。

筑豊ハイツ資料1の「飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業計画（改訂版）」をお願いいたします。

5枚目、3ページをお願いいたします。3の「筑豊ハイツがかかえる問題点」のうち「(5)立地上の問題点」では、改訂前は「防災上の課題がある」ことを記載していましたが、具体的な方策に改めておまして、(6)では、下段の5「再整備にあたっての基本理念」に改訂前から「県営筑豊緑地の利用者にも利用しやすく、スポーツ合宿等にも対応が可能な施設」との理念を掲げておりましたので、課題において関連項目を記載しました。

5の「再整備にあたっての基本理念」は、さきの特別委員会において提出させていただきました見直し案の骨子のおりでございます。 (1) から (5) までの5項目としております。

4ページの6の「基本方針」におきまして、(1)の「整備する新施設」、(2)の「新施

設の事業期間」、(3)の「計画用地」、(4)の「整備方法」につきましては、さきの特別委員会において提出させていただきました見直し案の骨子のとおりでございます。 (4)の②において、DBO方式にて施設を整備、運営することとしております。(5)の「総事業費」は、15億円としておりまして、後ほど説明させていただきます。

7の「再整備計画」①では、収容人数を記載しておりまして、現筑豊ハイツが64人の宿泊施設であることから70人以上としております。②では、宿泊施設及びテニスコート等施設と一体となって本事業の魅力を高め、地域活性化の推進につながる附帯施設の整備について事業者の提案を求めるとともに、宿泊者以外の方が利用できる飲食施設及び温泉施設の整備について推奨しております。③では景観、④では駐車場、⑤では車いす使用者用客室を10室以上設けること、⑥では多目的ホール、⑦では小ホールについて記載しております。

5ページの8「事業者の選定方法」につきましては、公募型プロポーザル方式にて行うこととし、9の「整備目標年次」では、2020東京パラリンピック事前キャンプに宿泊施設の完成が間に合うよう、宿泊施設の竣工を2020年5月としております。

続きまして、筑豊ハイツ資料2の「概算経費算出資料」をお願いします。

これは、従来の発注方式とDBO及びBTO方式を比較したものでございます。

事業費の算出にあたりましては、宿泊人数を70人と仮定し、浴場、多目的ホール・小ホールを合わせた300平方メートルのホール、厨房、レストランのある施設で、鉄骨造2階建て、延床面積1800平方メートルと仮定しまして、整備費を算出しております。

整備費のうち、「整備工事費」については、現施設の解体、造成、仮設費を含んで見積もっております。

(1)と(2)は、従来方式のため、スケジュール的には間に合いませんが、比較する基準が必要であるため掲載しておりまして、(1)と(2)の整備費用は、合計【A】の欄に掲載のとおり15億8238万3千円で同じですが、(1)は通常の起債メニューで交付税措置のない単独事業債を活用したもので、(2)は合併特例債を活用することを想定しまして、表の下から3段目となりますが、実質負担額15億8297万9千円と5億7706万円となります。

(3)はDBO方式にて公共発注する方式で、(4)はBTO方式と掲載しておりますが、これは、Build・民間が発注して建設し、Transfer・建設後に行政に所有権を移し、Operate・整備した民間事業者が管理運営する方式であります。

(3)は民間提案、(4)は民間発注と発注形式は異なりますが、民間事業者の創意・工夫により施設を整備するものであり、整備費については、表の下の枠外に掲載しておりますとおりバリュー・フォー・マネーを5%とし、整備費のうち調査・設計・工事監理委託、整備工事を5%減にて算出しております。

(3)と(4)の整備費用は、合計【A】の欄に掲載のとおり15億562万円で同じであります。 (3)は行政の公共発注であり、地方債が活用できますので、合併特例債を充当しております。(4)のBTO方式は民間による資金調達となりますので、民間による借入利息を考慮しまして、(3)と(4)のそれぞれの実質負担額は、5億4998万5千円と15億5027万8千円となります。

2020年の事前キャンプに間に合わせるためには、(3)または(4)の方式となり、そのうえで、本市の財政負担を考慮しまして、(3)のDBO方式を採用するものであります。以上、簡単ではございますが、庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業計画の改訂についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

○川上委員

改訂ポイントを今、説明いただいたんですけれども、その改訂理由がわかりにくいですよ。なぜ変えたのかが。それで、方式をこのように変える理由をお尋ねします。

○都市施設整備推進室主幹

まず、改訂につきましては、ポイントとしまして、従来、民設民営から公設民営にしております。現在の筑豊ハイツは年間1万人ぐらいの方々が宿泊されておまして、その半分の方々は合宿、研修等で使っていただいている施設であります。そういった施設を何とか維持したいということで、内部的に検討した中で、民間のほうで宿泊施設の整備が困難であるならば、公設で整備しないと宿泊施設を設けることができないというところから公設民営の方針に変更いたしました。また、DBO方式を採用している分につきましては、従来の公設ということでありまして、従来の公共発注方式では、設計や工事の施工の期間というのを行政が設定いたしますけれども、民間からの提案により、工期の短縮が図れます。これは、DBO方式、BTO方式、ともに一緒でありますけれども、DBO方式であるならば、適債性がある事業であれば、地方債を起債することができ、財源を確保することができますので、DBO方式にて、公設民営にて整備するというものでございます。

○川上委員

この民設民営方式及び今の公設民営方式については、従来から選択肢としてはないことはなかったわけですよ。その中で、あなた方は公設民営を考えずに、民設民営で行った。どこにメリットも求めていったのかね、それが実現しなかったわけだけど、そのメリットを追求するのであれば民設民営の条件を変更してもう一度募集をかけるという選択肢もあったと思うんですよ。今回そうしないで、民設民営は一遍募集してだめ、応募がなかったんで、今度は公設民営だというふうに一目散に公設のほうに走っていくのは不思議な気がするわけです。内部で検討したと思います。引き続き、条件を変えて民設民営でいくのか、それとも、今度のようにまっしぐらに公設民営でいくか、検討したと思います。その辺はどういう検討されましたか。

○都市施設整備推進室主幹

民設民営につきましては、政府の方針が平成12年に出されておまして、民間と競合する施設であれば、行政のほうで整備することは避けるようにというような通達が来ております。それに基づきまして、民設民営ということで従来進めておりました。前回になりますけれども、民設民営である程度、市のほうも財政的な支援、補助金を出しますというような組み立てでプロポーザルにて公募をさせていただいたところですよけれども、実際に、民間のほうからも手が上がらなかった。民間のほうとしての、競合という言葉とはまた違うかもしれませんが、民間としてはこの施設を整備して運営していくという部分では厳しいというところの判断から、公設でなければ宿泊施設が維持といいますか、整備できないという考えになりまして、今回、公設民営にしております。

○川上委員

そもそもの話をされました。平成12年の話。民間の施設と競合するものはご法度ですよということで市の入浴施設を随分切り捨てろうとしてきてやってきたわけだけど、今回は、どういう理屈だか、この民設民営ならいいでしょうということで行ったわけでしょう。手が挙がらない。この手が挙がらない理由については確認したでしょう。なぜ手が挙がらないのか。あなた方、これ募集かける前に十分にその対象の業者と話してるでしょう。十分に話をしている募集するんだけど手が挙がらないと。あなた方と相談した民間事業者は何を考えているのかなと。不思議で仕方がない。自分たちが言った要求の大半は反映されているのに、なぜ手を挙げないんだろう。それはあなた方は、手が挙がらなかった後に民間事業者と会って、なぜ手が挙がらないんですかと、あれだけ打ち合わせしたのにということを、意見を聞いたり、新たな要望を聞いたりしていませんか。

○都市施設整備推進室主幹

前回のプロポーザルにおきまして、最後までご興味をいただいていた会社としては2者ございますということで、以前にも答弁をさせていただいておりますが、その2者につきましても、飯塚市が応募をする内容というのを詳細に提示をさせていただいたことではございません。ヒアリングをさせていただく中で、どういったものであれば、どういった市の財政支援があれば、手を挙げて、応募していただけるかというようなことでのお話をさせていただいておりますけれども、その2者につきましても、最後まで非常に厳しいという言葉は使われておりました。今回、不調に終わりました、その2者とお話をさせていただいておりますけれども、その中で言われたのが、収益性の問題がやはり一番であると。宿泊施設はさることながら、市が推奨しましたレストランを整備しても厳しい。また、201号バイパスが整備されていることによる立地場所としてもよい場所とは言えないと。また、繁忙期と閑散期の差が非常に激しいというようなことを言われております。

○川上委員

考えてみたらね、もう十分協議してきてるわけですよ。それで、あなた方は自信持って募集かけたんじゃないんですか。自信がなかったんですか、募集かけたとき。

○都市施設整備推進室主幹

我々としては、できる範囲の中で財政支援等を考えまして、募集をいたしました。それにつきましては、ご提案いただけるだろうということで判断しておりましたけれども、結果として、我々の判断以上に、各企業といいますか、は厳しい判断をされたと思っております。

○川上委員

この民設民営方式の仕様については、私もう既に指摘していますけど、もう破格の扱いなんですね。土地は貸すよと。誰かわからない相手ですよ、まだ。社会福祉法人でもないでしょう。株式会社でしょう。そういうところに市有地の無償貸付けを条例違反の状態で行いましょうと議会の議決を求めてくるつもりでしょうけど。転貸もオッケーですよ。また貸しもオッケーですよ。本当に大丈夫なんですかね。そういうふうなことでうたって、ここまで市役所が言うとかあり得ないじゃないですか。これは事業者が、場合によってまた貸してもいいんですかと言わなければ、市が条件つけるわけがないから。つまり、そこまできれいに打ち合わせしていてね、その日になったらね、締め切り日になってもね。応募したくないと。あなた方にとっては、審議に戻るかなと思ったかもしれないんですけど。それで、要するに、まだ不足っていうわけでしょう。201号線バイパスがもうできてるのは百も承知じゃないですか。だから、あなた方と事前協議しているときから201号バイパスはあったわけですから、急にできたわけじゃない。それは自由にならない。リスクも、あなた方と協議している最中からリスクはあったわけです。新たなあなた方と協議した後に発生した新たなリスクって何もないわけです。なのに、何の条件も変わらないのに、急に応募をかけてこない、応募してこないと。不思議で仕方がない。そうするとね、まだ不足っていうわけでしょう。リスク回避の条件が。だから、あなた方は応募してこなかった業者2者以上のところと、なぜ応募してこないんですかというのを聞いたでしょう。それぞれについて何と言ってるのかね。今、先ほど201号とかいうような話じゃなくて、彼らが何と言ってるのかをちょっと聞かせてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:52

再 開 11:52

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹

繰り返しになりますけれども、収益が厳しいといいますか、問題が今一番があると。それから、宿泊施設はさることながら、市が推奨しましたレストランを整備しても厳しい。また、

201号バイパスが整備されていることにより、立地場所も厳しい。繁忙期と閑散期の差が非常にあるというようなどころでございまして、議員ご指摘のとおり、従前から201号バイパス整備されていると言われれば、それまでではございますけれども、そういった点が理由として挙げられました。

○川上委員

それでね、この民設民営方式をその段階で放棄する。いきなり放棄する必要ないでしょう。国は公設民営とか認めてないんだから。民設民営でいきましようっていうことで行ってるわけでしょう。1回目の募集したけど、応募がないと。条件変えて、なぜしなかったのかっていうことに対しては、どうしたらできるんですかっていうふうに聞いたでしょう、あなた方。どうしたら進出するのかと聞いたでしょう。その業者たちは要求を言わなかったんですか。こうしてもらえば自分たちも民間活力を發揮できるんですよ。そういうふうには言わなかったんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:54

再 開 11:56

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹

民設民営の方法につきましては、公募という形でしたのは前は初めてでございますが、それ以前にも、筑豊ハイツの再整備について民間でのご提案をいただけないかということで、当時は、経済建設委員会でしたけれども、議員の方からのお話もありまして、新聞にそういった募集をさせていただいてることもございます。民設民営を進めて行っておりましたのが昨年度1年間というわけではございません。その以前からでございましたので、それについては、前回のプロポーザルでの公募をきっかけとしまして、どうやったら宿泊施設が維持できるのかというところから公設民営に考え、方針を変えているところでございます。

○川上委員

応募しなかった業者が、リスクが大きかったからしなかったと。じゃあ、あなた方の要望はないんですかと聞いたかという質問したんだけど、答弁がない。相手側の要望も聞かないのにな、公設民営でいきましよう。国としてはあまりおもしろくない方向にあなた方行こうしてるわけですね。実際は、この公設民営方式やってくれというふうに、あなた方が協議した業者が言ったんじゃないんですか。自分たちが施設整備します。お金はあなた方が出してください。市民が税金でお金払ってくださいと。私たちはそれ整備しましよう。そういうことを事業者から言われたんじゃないんですか。

○都市施設整備推進室長

民間事業者のほうからDBO方式の提案は一切ございませんでした。去る4月12日の特別委員会で道祖委員のほうからアドバイスをいただきましたBTO方式の導入はどうかというご提案をいただきまして、行政のほうでBTO、それからDBO方式をさまざま検討した中での最終的な判断となっているところでございます。それぞれBTOにつきましても、デメリットもございます。今の段階で行きますと、DBOが最善の方法ではないかというふうに判断しているところでございます。

○川上委員

それでね、募集をかける。応募がなかった。で今日に改訂に至る間に、事業者と会ってるでしょう。その会った記録はとってるんですか。今、口頭でこういうことでしたというのを聞いたけど、その記録をとってますか。先週したばかりだから記録とかないでしょう。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:59

再開 12:00

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹

記録としてとっているものはございません。

○川上委員

私はね、国が、地方自治体が住民の福祉の向上、増進のために公的施設をつくると、必要なものをつくると。あるいは維持してきたということについてね、民間と競合するからだめだとか一律に、平成12年に押しつけてきてくること自身がおかしいという立場です。市が、今言ったような立場でね、私ずっと言ってるでしょ、そもそも筑豊ハイツって何なのかを考えてみて下さいよって言ってるじゃないですか。だから、そういう立場でね、公的施設を整備するという立場に立てばね、最初からできたはずですよ。これをね、民間にやらせようということ、十分な協議をし、そして、募集かけて応募がない。そしたらまた相談する。そして、仕方がないから民間が言ったとおり、施設整備は民間がします。お金は市が出しますというようなやり方で本当の意味で住民の福祉の増進に役立つような、公が、自治体が責任を負うものができるのかと。今でも、例えば穂波の福祉センターとかね、市の管理のもとで民間が運営してるじゃないですか。あれはね、市がここに公共施設が必要だっていうことで、穂波時代からやってつくったわけでしょう。これをね、民間がリスク回避のために市に金を出してくださいと言っただけのことになるようであればね、この施設は逆立ちしたままつくられていくわけ。それで、収容人数、現状65人なので70人以上と言われましたね。現状65人だったら、なぜ整備するのが70人以上になるんですか。その理屈をちょっと説明してください。

○都市施設整備推進室主幹

現状と同等以上というところから70人ということで設定いたしております。

○川上委員

なぜ現状と同等以上というふうになるんですか。そのところを聞かせてもらいたいわけですよ。

○都市施設整備推進室主幹

現筑豊ハイツで、まず64人になりますけども、64人の宿泊施設ということが前提でございます。

○川上委員

だから現状どおり64と言え、そうかなと思うんだけど、70人以上というから、なぜ70人以上なのかなと。だから、なぜふえるのかを聞いてるわけです。だから、それは判断があるでしょう。飯塚市が判断したから70人以上になってるんだから、あなた方が自分で判断したことなんだったら、こういう理由で70人以上にしましたと言えるでしょう。

○委員長

少しでも、あれを広くするというのと、建物関係は70以上できるっていうことを言えばいいじゃないか。

○都市施設整備推進室主幹

現状、64人ではございますけれども、それ以上に収容できるということを期待して、さらにそれを超える部分については、制限してるわけではございませんので、70人以上ということにさせていただいております。

○川上委員

飯塚市が70人以上と考えたんじゃないんじゃないんですか。事業者のほうが70人以上ということを主張したんじゃないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:05

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

午前中から70人以上ということについて、その理由は何かと答弁がありません。それで、70人以上はいいんだけど、いいことないないけど、上限はどこまで考えてますか。

○都市施設整備推進室主幹

下限は設けておりますけれども、上限については設定をしておりません。総事業費の中の範囲の中で、創意工夫していただいて部屋数をふやしてもらえればと思います。

○川上委員

70人というのは宿泊人数のことを言われてるんですね。

○都市施設整備推進室主幹

はいそのとおりでございます。

○川上委員

既に市が用意するお金は15億円と決めているわけです。その中で、民間側が設計を工夫していくと、70人以上何人でもいいという、なげやりな答弁ですけど、消防法とかあるわけですよ。おのずと上限があるはずなんですよ。あなた方が15億円という金額出してるからには、延べ床面積とか、そういうのを考慮してあるはずなんですけど、それでもあなた方は、収容人員の上限はないというふうにおっしゃるわけですか。

○都市施設整備推進室主幹

整備費を算定するに当たりましては、資料の方にも記載させていただいておりますが、2階建ての1800平方メートルということで想定はしております。ただし、先ほど言いましたように、整備費の中で民間のほうでの創意工夫にあつて、施設の階層であったり、部屋数であったりっていうのは、提案をいただきたいと思っております。

○川上委員

その場合の上限というのは、市は責任を持たなくてよいのかということなんですけど。

○都市施設整備推進室主幹

施設整備をするに当たりましては、実際に市の施設になりますので、その部分では当然市の責任というのがございます。提案いただくときにはまだ具体的な設計までは至ってはいないと思いますので、そういった中で、各種法律に基づく中での整理というのはさせていただきますと思います。

○川上委員

じゃあ、上限がないことについて、この段階では不備があるというふうなことは認めないということですよ。

それから、20年ということになってますね。それで、「開業後20年は」という表現になっています。なかなか微妙な表現ですよ。「開業後20年は」というのはどういう意味がこもっているんですか。

○都市施設整備推進室主幹

開業後、20年間といいますのは、2020年のキャンプまでには整備をしないと、それに伴いまして、月程度のずれは生じる可能性がございますので、「20年間は」という表現にさせていただきます。

○川上委員

契約関係はどういう契約になるんですか。20年という契約になるんですか。それとも25年とかになるわけ。20年以上とかいうような約束事になるんですか。

○都市施設整備推進室主幹

契約につきましては、20年間となります。

○委員長

ちょっと待って。20年間と決めたのは、結局30年になるよりも、営業をもし頼んだ場合にできないかもわからんから、一応20年間という形でひとつ区切ったらどうだろうかというのが、打ち合わせであったから、そこだけ話せばいいわけ。それ以上ことはまだ進んでない。

○都市施設整備推進室主幹

20年で契約いたします。前回の委員会で答弁させていただきましたけれども、民設民営のときの選定委員会の中で30年では長いのではないかという委員さんのご指摘があったところから再度見直したところでございます。

○川上委員

開業後20年と書かないのはなぜですか。これはだれが判断することになるわけですか。うちは23年です。25年ですとかいうことになるわけですか。なぜ20年と書かないのかを聞いてるわけです。

○委員長

基本方針の中に書いてないですか第2項に、それ読んであげて。そこに20年後と書いてるでしょう。

(発言する者あり) 開業後と書いてる。

○都市施設整備推進室長

6の基本方針、(2)新施設の事業期間で「開業後20年間は」事業を継続するものといいますというところの基本方針を定めているところでございます。

○川上委員

だから、なぜ「20年は」というのかと言ってるわけです。「20年」じゃなくて、何で「20年は」というふうに余韻を残すのかと聞いてるわけです。こういうところできちんとしておかないと、療育振興プロジェクトみたいになってくるわけですよ。だから、なぜ明確に20年なら20年、25年なら25年と明確にしないのかと。ここを明確にしとかないと、後に問題は残るでしょう。残ったじゃないですか。あなた方はそのときはおらんでしょう、全員。そのことを聞いてるわけですよ。公式文書できちんとやってないと、相手は契約書とか見ないんだから。基本方針で「20年は」と書いてるから余韻があるじゃないかと言ってきたどうするんですか。契約書が最終ですから、これが一番強いですよと言っても相手は言うこときかないじゃないですか。だからこういう余韻のつくような書き方をなぜするのかと聞いているわけですよ。

○委員長

川上委員。それは指摘ということで、今度、正式に契約されるときに、そのところははっきり——。だからそういう形でもよろしいんですね。ご指導してあるわけですね。

(発言する者あり)

ご指導してあるわけですね。20年間ときちんとけじめつけなさいというご指導をしてあるわけですよ。はい。

○都市施設整備推進室長

申しわけございません。ここの新施設の事業期間につきましては、開業後20年間という位置づけでございます。

○川上委員

そのように書けばいいじゃないですか。それなのになぜ「20年は」という書き方で余韻を

残すのかと聞いてるわけですよ。なぜはなんですか。こういうことがあるという余韻があるんじゃないです。

○行政経営部長

このはが入ることによって、20年超えるということも、この「は」によって想定されますので、この「は」は外した形で再度これは修正したいというふうには思っております。

○川上委員

私は、なぜ「は」なのかということについて聞いたわけだけだけど、今の行政経営部長の答弁では、この「は」の中に、以上というニュアンスがこもっておりますということを確認したこととなりますけど、そういうことでいいですか。

○行政経営部長

もともとこれは30年はハードルが高いということで20年ということではしております。「は」を使うことによって、それを20年を25年とかそういうこともあり得るということを書いてるわけではなくては、私どもの言葉の使い方が非常にちょっとまずいということで、ご指摘いただいておりますので、20年間ということでは管理運営を行っていただくというふうに考えております。

○川上委員

私は20年ならいいとか25年ならいいとか言ってないんですよ。この「は」の中にあなた方が、それ以上というニュアンスを残して、何らかのときに相手側からあいまいの交渉を持ち込まれてくる危険性があるということでは指摘したいわけですよ。そのくらいの仕事しか今してないということをお願いしたいわけですよ。もっと言えば、麻生グループのことについて何ら教訓を出してないね。

それから、選定委員は何人ですか。

○都市施設整備推進室主幹

8名以内としております。

○川上委員

これは8名以内の以内というのはどういうことですか。8名じゃないんですか、以内なんですか。

○都市施設整備推進室主幹

8名以内ということで規則でうたっております。

○川上委員

予定する分野の方々というのは、どういう方々ですか。

○都市施設整備推進室主幹

前回のプロポーザルのときと同じでございまして、学識経験者、それから商工会議所、商工会、続きまして福岡県の職員、飯塚市の職員、市長が認めるものになっております。

○川上委員

今回の想定外の事態をいま歩いていってるわけだけど、今の段階で、ことしの1月末に見直した市財政の見直し、今度の事業によってですよ、どういう事態になるか再検討をしましたか。

○財政課長

筑豊ハイツ再整備事業の今回の件につきまして、起債メニューが変更になったことで、財政見直しが変わっていくということについては認識をしております。それについて具体的に財政見直しを見直したというようなことはまだ行っておりません。

○川上委員

市債残高の推移のこともあるけど、基金のことで言えば、基金は使うだけでどんどん減っていく一方とは思いません。それは基金は積み増しということができます。しかしあなた方はそれを考慮しても今過去最高なんでしょう。福祉の切り捨て、職員犠牲を押しつけて、財政危機

宣言を非常事態宣言を上げたの60億円ですからね。今は150億円はきてるでしょう。12年間かわっているんですよ。それで、それを肯定するわけじゃないけど、これは住民の福祉に適格に生かすべき仕事だと思うけど、今後5年間で、60億円まで下がるわけでしょう。1月の見通しで。さらに5年後には20億円を割り込むようになってるじゃないですか。くどいけど、片峯市長は大変驚いて体育館については松竹梅とは言わなかったけど、3通りぐらいやって46億円ぐらいでやってもらいたい。そうしたら部長がそれにできるだけ近づけますという、頭の中にはそれをはるかに上回るお金が体育館にかかるでしょうと。それに近づけていきたいという上から下げる努力ですよ。そういうときに、こういう想定外の提案をしておいて、見直しがまだされていないと。これからしますというようなことで、片峯市長いいですかね、あなたの市政運営、財政見通し大丈夫ですか。

○行政経営部長

財政課長が上げたように財政見通しを今回、大きく見直しはしておりません。ただし、毎年、決算を迎えた中で、次の、あるいは5年後、10年後の予算あたりの編成も考えつつやっております。今回、この起債については、もともと財政見通しの中には、4億円から5億円近くの数字を想定はしておりましたが、今回のことでそれを上回る起債という形になっております。これについては、メニューが合併債を今考えておりますけど、それ以外に充てられる起債が想定できておりません。ただほかの今合併債を予定しているいろんなまだ予定でございますけども、そういうものを他の起債、合併債ほど有利でありませんが、そういう起債に振りかえていきたいというふうなことを今考えております。

○川上委員

やみくもに公設民営をやったということなんですけど、大体片峯教育長時代から今日に至るまで、基本的に箱物という点で言えば必要なものもありますよ。しかし全体としては、暴走状態になるんじゃないですか。今の行政経営部長の答弁でも、それを裏づけられたんじゃないかと思えます。それで私そもそも、筑豊緑地は、県営ですよ。広域的に利用してるわけですよ。そこで用意した宿泊施設は、そもそもは国が用意したんですよ。労働省が。だから、それほどの機能と役割、存在感を持ってるわけです。それをなぜ今、飯塚市だけが単独でそれほど巨大な機能を持つものを受け持たなければならないのかと。国民の福祉の向上の責任というのは、国にありますよ。そういった角度から言えば、県、国が地方公共団体の自治体に相談することはあるでしょう。協力を求めることあるでしょう。しかし、県がこの事業はやってしかるべきだということで、片峯市長に市長の立場から自分ところが借金からってやりますというだけではなくて、県がやりませんかというような、提案とか要請とかしませんかと繰り返し提案したでしょう。片峯市長はこの間ずっと拒否してきましたよね。そういうことはできませんと。嘉麻市は嘉麻市です。よそはよそ。ここは飯塚の施設だから。飯塚が単独でやりますとって譲らない。しかし、自分たちの基本路線、民設民営路線が破綻した今、公設というのであれば、住民が主役の立場で、国とか県とか、飯塚で努力したけど無理ですと単独では、今言ったような、環境条件があるわけですから、県に改めて、今の段階でもうちはもう矢は打ち尽くしたと、今ちょっと変な矢をつくって打とうと思ってるけど、お思いとどまれというふうに議会から言われたということで、県に相談することはできませんか。市長の答弁を求めます。

○市長

前回も同様な質問をいただきました。この施設はもうご承知のことと思いますが、合併前に、今飯塚市となっている庄内町のほうで取得をし、そしてそれを引き継いで今飯塚市のほうで、指定管理という形で管理運営をさせていただいているものでございます。県について、そしてまた国認についての何かしらの支援については、相談をしたいというようには思っております。例えば総合的なテニスのまちづくり計画にもありましたとおり、市の持っているテニスコート以外の活用、そして、それらをどのように市の施設として、今後、考えていけるのか等につい

ても、内部でも協議をしているところでもございますが、全面的に県、市にこれを建設することについて、相談というようなことは、現実的に難しいだろうというようにも想定している次第でございます。

○川上委員

もうかなりストレートに言いますけど、県行政に直接ルートをつくる仕事、あるいは、地元の政治家のルートで県議会に働きかけるルート、いろいろあるじゃないですか。いいにしろ、悪いにしろ地元の政治家が果たしてきた役割は過去にもあったでしょう。飯塚市として、地元の政治家にこれぐらいのことはできないのか、相談できないのかということはいくらでもあるやない。そういうことすらしたのか、してないのか、この間は明らかにされてない。県への行政の方と議会のほうと飯塚市が筋道立てて接近すれば、事態は切り開かれるんじゃないですか。どう思いますか。

○市長

これまでも、私ども行政は正式な筋道を通しまして、前回の公募の際にも、現有地の活用のみならず、国道に近いところについても候補地として、上げる許可をもらうように、県のほうにも相談し、その了承もいただくなど、飯塚市だけではないということではなく、これまでも、そのような形で、相談し、市にとってよりよい方向を模索してきたところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

すいません。さきの委員会で負担の件ですね、DBOでデザイン、ビルドとそれとオペレーションの責任の所在について、別々なんだというお話があったんですが、それは一体でやるべきだというお話をさせていただきました。それに関しては、協定の中で考えるという返事だったかと思っています。その点はどうなりましたか。

○都市施設整備推進室長

リスク分担に関しましてでございますが、リスク分担につきましては内閣府のほうで、平成27年12月18日からPFI事業におけるリスク分担等に関するガイドラインというのを発表いたしております。本事業はPFI事業ではございませんが、このガイドラインに沿った形で、基本協定、契約等でリスク分担の役割を分担をしたいというふうに思っております。しかしながら、今回のDBOにつきましては、あくまでも、運営がキーパーソンでございますので、運営事業者がデザインと設計をマネジメントしながら、独立採算制ができる制度設計になっておりますので、従来型のBTOとは異なりまして、その分につきましては大きなポイントではないかというふうに考えているところでございます。

○江口委員

どうなるんですか。実際にはそれは責任は一緒になるのか、それとも別なのか。

○都市施設整備推進室長

基本協定書の中で、その分のリスク回避の部分は、県と協定の中でできる分につきましてはうたい込んでいきたいというふうに思っております。

○江口委員

何度もお聞きしますがその協定の中では、運営が厳しくなるとオペレーションのところは厳しくなったときに、デザインとビルドのところも一緒に連帯責任としてやっていただくという基本協定なるのかどうか、その点はいかがですか。

○都市施設整備推進室長

協定の中では連帯責任という、最後までですね、ビルドとデザインで最後まで連帯責任を負うという項目がございませんけれども、共同して責任を負うというところで位置づけはされておりますので、その範囲内で対応をしたいというふうに思っております。

○江口委員

共同で責任を負うと書いてあったら、例えばそれで運営が破綻しましたと、オペレーションが破綻したと、そうしたときに、デザインとビルドの会社に対して、やってくれという訴訟を起こしてでもそれをやっていただくということによろしいですか。

○都市施設整備推進室長

今回の施設整備につきましては、募集要項とそれから要求基準推進書という基本的ないわゆるリスク回避の項目がございます。その中で運営会社といたしましてその部分は共同して制度設計に当たりますので、基本的には、経営破綻しないような形の提案になろうかというふうに思っております。しかしながら、経済状況とか災害とか、本来、予期せぬこともございますので、その分につきましては、別途協定が必要であると考えておるところでございます。

○江口委員

何度もお聞きしますが、想定外のことはいろんな形であるわけなんですけど、もちろん破綻すると思ってるわけではないわけです。けども、現実として不幸なことに破綻することがあり得るわけなんです。そのときに重ねてお聞きしますが、デザインとビルドのところと一緒にやって、きちんとやってくれというのをきちんと行政として、訴訟も含めて対応するという理解でよいのかどうか。そちらはどうですか。

○都市施設整備推進室長

協定の中で連帯責任という項目はかなり厳しいというふうに認識しております。

○江口委員

あと1点、公設民営でやる中で、さきの委員会で使用料ないし賃料というお話がございました。その点についてはどのようにお考えですか。15億円程度の事業費をやるわけなんですけど、一般財源の負担の分全部は戻ってこないよと考えていますと、この前の委員会での発言がありましたが、どの程度を想定しているのか聞かせください。

○都市施設整備推進室主幹

賃料という言葉で整理させていただいておりますけれども、現在、考えておりますのは、その金額を提案いただくということで、考えております。

○江口委員

つまりそこも含めて民間事業者の創意工夫をやっていただきたい。できることなら、しっかり戻ってくるといいなというところで、現状では、最低幾らとかいうのは全くないという理解になりますか、どうですか。

○都市施設整備推進室主幹

はい。おっしゃってるとおりでございます。

○江口委員

あと1点、ここで予算が通りましたと募集をかけましたと。そのあとの作業としては、提案があった中で、プロポーザルを選びましたと。そこに対しての契約議案、協定書を含めた契約の形で議案として出されるというふうな理解でよろしいですか。

○都市施設整備推進室主幹

今回、予算等を議決いただきましたら選定委員会等を開きまして、公募を行います。実際には優先交渉の決定者と基本協定を結ぶこととなります。一番最初に契約を結びますが、設計の業務になりますが、これにつきましては、議決議案ではございませんので、執行部のほうで対応させていただきまして、その後、建設工事、また運営に関しましては、議案としての提案を考えているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

68号に対する反対討論を行います。飯塚市は昨年策定の第2次総合計画で、地方自治体の本旨が住民の福祉の増進を図るところにあることを明記しました。国道201号沿線に位置して、西鉄バスの減便や廃止、コミュニティバスの課題はあるが、本来は、交通の便があり、県営の筑豊緑地と一体に近郊都市を含めて、地域から親しまれ、もともとは国が経営していた筑豊ハイツの整備については、日本共産党は、子育て真っ最中の若い世代を初め、地域の勤労者、市民がバリアフリーの宿泊を含めて、余暇を安価に楽しめる施設について、公的責任が求められるが、飯塚市が単独で整備するのではなく、国が支援し、福岡県が指導するもとの、近隣自治体が協力するシステムでこそ、良質のサービスを安価に安定的に提供できると申し上げてまいりました。この提案を拒む片峯市長が、民設民営方式の失敗を今回十分検討することなく打ち出した公設民営方式は、本来の整備目的をあいまいにした民間依存のもとでたどり着いたもので、15億円もの整備費の負担を市民に押しつけるものであり、かつ、本日の審査でも、民間との話し合いの記録、また、質問に対する答弁があいまいであり、不透明感が漂っています。公設民営というのに、公の本市の責任が果たされていないと指摘せざるを得ません。そこで、片峯市長には、この整備については再検討を求めるものであります。よって、今回補正予算案には賛成できません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第68号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」について原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第69号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第69号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。議案書の3ページをお願いいたします。

市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるために提出するものでございます。

今回認定する路線は1路線、215メートルでございます。路線明細書左端に掲載しております一連番号1番の路線は、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備に伴い、建築基準法第42条第1項1号の要件を満たすために路線認定を行うものです。路線箇所は4ページに記載しております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第69号 市道と路線の認定」については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ声あり。)

「議案第69号 市道路線の認定」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決するものと決定いたしました。

これをもちまして、経済体育施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。